

公印省略

5 疾病第 4 0 2 1 号
福県医発第 1 1 4 0 号 (地)
令和 5 年 7 月 2 8 日

関係医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部長 白石 博昭
公益社団法人福岡県医師会長 蓮澤 浩明

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について (依頼)

平素より、本県の保健医療行政につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、ご承知のとおり、5月8日からは5類に移行され、本県においては、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しています。

オミクロン株になってからは、感染拡大時には、中等症Ⅱ以上の患者や症状が悪化した患者に対応する重点医療機関に、コロナは軽症又は中等症Ⅰの患者で基礎疾患増悪の恐れや介護等の必要がある患者(コロナ軽症等患者)が多数入院したことによる医療負荷の増大が課題となりました。

現在の重点医療機関は、多くが「地域の基幹病院」であり、5類移行後は、コロナ軽症等患者がこの「地域の基幹病院」に偏ることなく、より多くの医療機関が受け入れる体制の構築を進め、一般医療との両立を県全体で図っていくことが必要です。

しかしながら、7月24日時点で入院者数1,085人(223施設)のうち900人がコロナ軽症等患者であり、そのうち500人が重点医療機関(57施設)に入院しており、依然として、コロナ軽症等患者を受け入れる医療機関に偏りがみられている状況です。

この状況が続けば、移行期間が終了する10月以降、感染が拡大した場合には、「地域の基幹病院」の医療負荷が増大し、本来、必要とされる中等症Ⅱ以上の患者や症状が悪化した患者の受入れが出来なくなる事態も懸念されます。

このような事態を未然に防ぐためには、幅広い医療機関でコロナ軽症等患者を受け入れる体制の構築が極めて重要です。

特に、現在は入院患者の増加が続いており、これから旅行や帰省等により接触の機会が多くなる一方、医療機関の診療体制が縮小するお盆の時期を迎えることから、その早急な対応が必要です。

つきましては、こうした趣旨を踏まえて、下記の取組について、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

記

【ご協力をお願いしたい取組】

1 コロナの入院対応を行っていない医療機関

5類移行後は、幅広い医療機関がコロナ患者に対応することになっています。速やかに受入れ体制を整えていただき、感染拡大時にはできる限り受入れ対応をお願いします。

2 コロナの入院対応を行っている医療機関（重点医療機関を除く）

コロナの確保病床の有無に関わらず、またフェーズに関わらず、外来対応を行っている医療機関からの入院の紹介や、重点医療機関等から転院の要請があった際は受入れ対応していただくようお願いします。

3 重点医療機関

中等症Ⅱ以上の患者や症状が悪化した患者を確実に受入れできるよう、確保病床に入院しているコロナ軽症等患者について、必要に応じて、一般病床へ移す等の対応や軽症又は中等症Ⅰの患者に対応する医療機関、後方支援病院等への転院をお願いします。

4 1～3の全ての医療機関

院内感染等による陽性者については、可能な限り院内での療養継続をお願いします。

5 外来対応を行っている医療機関

入院が必要なコロナ軽症等患者については、重点医療機関の病床のひっ迫を防ぐため、可能な限り重点医療機関以外で入院対応を行っている医療機関への紹介をお願いします。

6 医療提供体制の状況把握等のためのG - M I Sへの入力

医療機関間で入院調整を行う際に活用される情報のため、「医療機関等情報支援システム（G - M I S）」への入力の徹底をあらためてお願いします。添付の「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等情報支援システム（G - M I S）への入力の徹底について」を参照ください。

【その他】

1 設備整備等の補助金

新型コロナウイルス感染症の診療及び検査を行うために、外来・入院対応医療機関への必要な設備整備等の支援を行っています。各医療機関における受入れ体制の構築に活用ください。添付の「医療機関の設備整備等の補助金について」や県ホームページを参照ください。<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hojokinn-gairai-nyuunn.html>

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局 企画第1班
TEL : 092-643-3609 FAX : 092-643-3698
メール : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

令和5年7月28日

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等情報支援システム（G-MIS）への 入力の徹底について

医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力については、厚生労働省の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、各医療機関に対し、日次及び週次の情報について入力を依頼しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の医療体制については、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しており、医療提供体制の状況把握するうえでG-MISに入力される情報は大変重要となっておりますので、以下の内容を確認のうえ、G-MISへの入力についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 入力対象医療機関

- (1) 病院
- (2) 確保病床を有する有床診療所
- (3) コロナ患者の受入れを実施する有床診療所

2 報告時期

- (1) 日次報告
前日の実績を翌日の13時までに報告（入力は前日の17時頃から可能）
- (2) 週次報告
前週月曜日から金曜日等の状況を毎週水曜日13時までに報告

3 報告にあたっての参考資料

- (1) G-MIS操作マニュアル（医療機関・とりまとめ団体用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001113307.pdf>
- (2) G-MISに関するQ&A
<https://www.mhlw.go.jp/content/001113314.pdf>
- (3) 医療機関 日次・週次調査 入力要領(病院・有床診療所用)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001092706.pdf>

4 入力徹底に当たってのお願い

(1) 医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力について

G-MISのID（ユーザ名）とパスワードが発行されている入力対象の医療機関は、コロナ患者の診療、入院受入れ等を実施しているかどうかにかかわらず、入力をお願いします。

なお、県内の病院は、全てID（ユーザ名）とパスワードが発行されています。

(2) 日次報告について

- ① 基本的には毎日の入力をお願いします。ただし毎日の入力が困難な場合は、まとめての入力も可能ですが、その場合でも「日別」の実績を少なくとも週1回の入力をお願いします。
- ② また、特に、火曜日実績については、厚生労働省「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」に活用されていますので、可能な限り、翌日の水曜日の13時までの入力をお願いします。

(3) 特に入力の徹底をお願いしたい項目

以下の項目は、入院者数の把握、入院調整や病床の円滑な運用に必要なため、入力の徹底をお願いします（以下の項目は、全て日次報告です）。

- ① 基本情報－『**確保病床数（床）**』
 - ・ 確保病床を有する医療機関における最大（フェーズ5）の確保病床数となります。
 - ・ 未入力や即応病床数の入力が散見されますので、正しく入力願います。
 - ・ 確保病床を有さない医療機関は0（ゼロ）を入力願います。
- ② 基本情報－『**搬送調整用連絡先**』
 - ・ 搬送調整の際に用いる連絡先が代表電話以外にある場合は、必ず入力願います。
 - ただし、代表電話以外の連絡先がない場合は、代表電話番号を入力願います。
- ③ 新型コロナウイルス感染患者の入退院情報－『**即応病床数（床）**』
 - ・ ①の確保病床のうち、既に受入を行っている病床も含め、県からの受入要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数となります。
 - ・ 未入力や確保病床数の入力が散見されますので、正しく入力願います。
 - ・ 即応病床を有さない場合は、0（ゼロ）を入力願います。
- ④ 新型コロナウイルス感染患者の入退院情報－『**入院中の新型コロナウイルス感染症患者数（人）**』
 - ・ 貴院に入院中の患者のうち、新型コロナウイルス感染症と診断されている患者数となります。
 - ・ 入院中患者がいなかった場合には、0（ゼロ）を入力願います。

⑤ 新型コロナウイルス感染患者の入退院情報－『備考欄(他の医療機関や都道府県への連絡事項)』

- ・搬送調整等において、都道府県あるいは他の医療機関に対し、連絡事項がある場合に入力願います。

<入力例> ※参考ですので、各医療機関における状況で記載願います。

【受入可能時間】平日：日勤帯(可能な限り到着時間 9:30～15:00)、土・日・祝日：日勤帯(可能な限り到着時間 9:30～15:00)、【受入条件】軽症・中等症 I でリスク因子のある患者〇名(〇床)まで。徘徊・暴力を伴う認知症や入院療養に非協力的な患者は診れません。酸素投与はマスク吸入までで、呼吸器使用の呼吸管理はできません。

⑥ 空床状況－『新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数(床)』

- ・確保病床に限らず、新型コロナ感染症患者を受け入れ可能な病床数となります。
- ・コロナ患者の入院受入れ実施医療機関は、可能な限り1床以上の入力をお願いします。
- ・受入れを実施しない医療機関は、0(ゼロ)を入力願います。

⑦ 空床状況－『回復後患者受入可能病床数(床)』

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れ可能な病床数となります。
- ・後方支援医療機関は、可能な限り1床以上の入力をお願いします。
- ・該当の病床がない場合には、0(ゼロ)を入力願います。

5 G-MISに係る問い合わせ先

(1) G-MISのログインID(ユーザ名)、パスワードに関する問い合わせ

- ・厚生労働省 G-MIS 事務局
メールアドレス：password@g-mis.net
- ・本人確認の為、必ず「医療機関名」「医療機関住所」「代表者電話番号」「担当名」を記載の上、お問い合わせください。

(2) G-MISの入力等の操作に関する問い合わせ

- ・厚生労働省 G-MIS 事務局
電話番号：0570-783-872

【問い合わせ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第1班

電話：092-643-3609

メール：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県 医療機関の設備整備等の補助金について

新型コロナウイルス感染症の診療及び検査を行うために必要な医療機関の設備整備等の支援を行っています。

外来対応医療機関設備整備事業 お問い合わせ先 事業第2班 TEL：092-643-3344

補助内容	対象となる設備	上限額
【補助対象医療機関】 「外来対応医療機関」として知事が指定し、新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある医療機関です。 なお、令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績が無い外来医療機関の設備整備事業は補助の対象となりません。 【補助対象期間】 令和5年5月8日から 令和5年9月30日まで	HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり1台まで	1台当たり 905,000円
	HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000円
	個人防護具	1人当たり 3,600円
	簡易ベッド	1台当たり 51,400円
	簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額

外来対応医療機関確保事業 お問い合わせ先 事業第2班 TEL：092-643-3344

補助内容	対象となる経費	上限額
【補助対象医療機関】 令和5年3月10日以降に県から新たに「外来対応医療機関」(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)に指定され、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関です。 【補助対象期間】 令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで	患者案内のための看板の設置料	1施設当たり 500,000円
	ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費	
	換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費	
	医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費	
	非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費	
	その他知事が認める経費	

入院医療機関等設備整備事業 お問い合わせ先 事業第3班 TEL：092-643-3343

補助内容	対象となる設備	上限額
【補助対象医療機関】 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム(G-MIS)上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関です。 なお、令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者の受入れ実績が無い入院医療機関の設備整備事業は補助の対象となりません。 【補助対象期間】 令和5年5月8日から 令和5年9月30日まで	初度設備	1床当たり 133,000円
	人工呼吸器及び付帯する備品	1台当たり 5,000,000円
	個人防護具	1人当たり 3,600円
	簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円
	簡易ベッド	1台当たり 51,400円
	体外式膜型人工肺及び付帯する備品	1台当たり 21,000,000円
	簡易病室及び付帯する備品	実費相当額
	HEPAフィルター付き空気清浄機 1施設当たり1台まで	1台当たり 905,000円
	HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000円

申請方法及び詳しい内容等は福岡県ホームページをご確認ください
 県HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hojokinn-gairai-nyuuinn.html>